**第１回　Ｙｏｎａｂａｒｕフィッシングフェス　誓約書・申込書**

**トローリングの部**

**2021年4月20日（火）〆切**

**代表者及び艇について**

|  |  |
| --- | --- |
| (チーム名※ない場合は記入不要) | 艇長名・代表者名： |
| 船の長さ：　　　　　　　　　　　　　　　　　　ｆｔ | 携帯番号： |
| 住所： | E-mail |

代表者の住所と携帯番号、E-mailを記載してください。申込書とあわせて船検証の写しも添付していただきますようお願いします。

**出場選手(エントリー者)**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 氏名 | 住所 | TEL | Tシャツサイズ  s・M・L・2L・3Lのいずれか |
| 例 | 与那原　太郎 | 沖縄県与那原町字上与那原16番地 | 098-945-7244 | M |
| １ |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |

参加費用

|  |  |
| --- | --- |
| 大会参加費30,000円　+　艇長含めクルー1人あたり2,000円 | 円 |
| 合計 | 円 |

※本大会出場には艇長含め３名以上の参加人数とし、上限は船の乗員制限内でお願いします。

※チームの代表者は裏面誓約事項及び下記の①・②の内容に同意した上で、下記の署名欄及び必要事項を

記入し、FAX（098-944-3365）かメール（[hokama.s@town.yonabaru.okinawa.jp](mailto:hokama.s@town.yonabaru.okinawa.jp)）又は下記の窓口

（**与那原町まちづくり課：沖縄県島尻郡与那原町字上与那原16番地**または**与那原マリーナ：沖縄県**

**島尻郡与那原町字東浜70番地**）まで持参していただきますようお願いいたします。

※郵送での申込みは受付けません。

①参加決定後、決定通知に同封した請求書の日付から１週間以内に請求書に記載されている口座へお振り込みをお願いします。

**②競技規則第5条第3項に基づき、新型コロナウイルスや天候等の影響によりフェスが中止した場合にお**

**いても、参加費の返金は認められません。ご理解、ご了承の程、宜しくお願いいたします。**

③当日は競技終了後、懇親会(イベントあり)を開催します。参加の有無について下記にご記入ください。懇親会への参加について

　　　　　　　　　　　　　・参加　　　　　　・不参加　　　　←どちらかに○つけて下さい。

Ｙｏｎａｂａｒuフィッシングフェス実行委員長　殿

本大会に上記の内容及び裏面に記載されている誓約事項に同意した上で参加します、万が一の事故災難負傷等が生じた場合は船長責任において対処いたします。（艇長は必ずクルーに伝えます。）

令和　　　年　　　月　　　日

申込者署名（自署）

(制約事項)

私は、下記いずれかにも該当しません。この確約が虚偽又はこの確約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても意義は一切申し立てません。また、当方の個人情報を警察及び海上保安庁等の関係機関に提供する場合があることについて同意します。

1．大会参加申込者として不適当な者（艇長及びクルーを含む）

（１）大会参加申込者（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事長、その他経営に関する者をいう。艇長及びクルーを含む。以下同じ）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）大会参加申込者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）大会参加申込者が、暴力団又は暴力団員に対して、資金を供給し、また便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営を利用するなどしているとき

（４）大会参加申込者が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどとしているとき

（５）大会参加者が、暴力団又は、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

**２**．大会参加申込者として不当的な行為をする者（艇長及びクルーを含む）

（１）暴力的な要求行為を行う者

（２）法的な責任を超えた不当的な要求行為を行う者

（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（４）偽計又は威力をも言いて会計担当者の業務を妨害する行為を行う者

（５）その他前各号に準ずる行為を行う者